

1. 序:所得課税 vs.消費課税から距離をおく
2. Gamage:消費課税一本槍批判
 - 2.1. 伝統的な議論としての所得課税 vs.消費課税
 - 2.2. Gamage 前編紹介:最適課税手法選択の分析枠組み
 - 2.3. Gamage 後編紹介:労働所得税、付加価値税、資本所得税、資産税を全て課した方がよい
 - 2.4. 考察:最高度の理想論、伝統的な理想論、Gamage の前提
3. Thomas:プロスペクト理論と暫定課税
 - 3.1. 紹介
 - 3.2. 考察
4. CBIT・BEIT モデルの応用
 - 4.1. CBIT、ACE、BEIT 概説
 - 4.2. 事業体段階課税と投資家段階課税のイメージ
 - 4.3. 所得課税型と消費課税型:投資額即時控除の有無
5. 資本所得課税における暫定課税
 - 5.1. 包括的所得概念を前提とした課税庁側の懸念
 - 5.2. 所得課税と消費課税との妥協
 - 5.3. ラフな資本所得課税
 - 5.4. basis 調整により実現時課税の紛争の種・程度を和らげる
 - 5.5. 信託に限らない資本所得課税への拡張の是非
6. 資産移転課税における暫定課税
 - 6.1. 後継ぎ遺贈パターン:包括的所得概念を前提とした場合と消費課税優位論を前提とした場合
 - 6.2. 移転資産元本額への二重課税の適否
 - 6.3. 移転資産元本額への受領者課税の位置付け
 - 6.4. 所得課税 vs.消費課税の妥協

1. 序:所得課税 vs.消費課税から距離をおく

本稿は、個人が信託等の entity を利用する場合の資本所得課税と資産移転課税を扱う。資本所得課税と資産移転課税が信託の利用の妨げになりやすいためである。

理論と実務の架橋……これは租税法研究者なら誰もが掲げるであろう目標である。そして成し遂げがたい目標でもある。理論の世界では、資本所得課税・資産移転課税は無い方がよい、という考え方が主流である。他方、現実の租税法には資本所得課税も資産移転課税も存在している。この架橋という、若干無謀な目標も本稿は抱いている。

資本所得課税・資産移転課税について論ずる際、包括的所得概念を前提とするかしないかで、議論はがらりと変わる。包括的所得概念(所得=消費+純資産増加)を前提とすれば、資本所得は課税されるべきであるし、資産移転時には受領者の所得(純資産増加)として課税されるべきである。他方、包括的所得概念批判論(本稿では消費課税優位論または消費課税一本槍と呼ぶことにする)¹を前提とすれば、資本所得も資産移転も課税対象とされるべきではない。

包括的所得概念を前提とするか否かで、私自身もこれまで論じ方をかなり変えてきた。私は包括的所得概念不支持なので、消費課税優位論を前提にした相続税・贈与税の在り方について考察したことがある²。そこでは、相続税・贈与税を(再)分配の道具として用いることは概ね諦めつつ、消費額への課税では(再)分配として足りない部分を補う課税(余暇に対して課税することの代替的手法)として相続税・贈与税の位置付けを考えていた。他方、包括的所得概念を前提としつつ、資産移転課税と CON(capital ownership neutrality:資本所有中立性)との関係を考察したこともあった³。また、実務上厄介な信託受益権複層化に関し、包括的所得概念に忠実な所得計算方法のモデルを考察したこともあった⁴。議論の前提を異にすれば、議論の内容も大幅に変わるのには仕方のないことである。

¹ 本稿で消費課税という時は、断りのない限り累進税率もありうるものを想定しており、日本の消費税法にいうところの消費税(講学上の付加価値税)には限られない。

² 浅妻章如「相続等の財産無償移転に対する課税のタイミングについて」『トラスト 60 研究叢書 金融取引と課税(1)』155-227 頁(2011)

³ 浅妻章如「CON(capital ownership neutrality:資本所有中立性)の応用——事業承継における信託等の活用に向けて——」立教法学 86 号(129)216-(149)196 頁(2012)

⁴ 浅妻章如「信託税制研究:英国事例(Astall 事件及び Mayes 事件)の紹介と金融所得課税モデルの応用」租税研究 769 号 156-189 頁(2013.11)

以上のことから、所得課税 vs. 消費課税について優劣を決してからでなければ、その後の議論には意味がない、というの議論のスタイルとしてありうるところではある。しかし、本稿は所得課税 vs. 消費課税についての優劣を論じようとはしていない。理由の一つ目として、所得課税 vs. 消費課税の議論は既に充分になされていると見受けられる。理由の二つ目として、現実の税制は包括的所得概念に忠実な所得課税と消費課税との中間にある(資本所得・資産移転について、一応課税対象に含まれているという意味では包括的所得概念寄りであり、労働所得と比べて租税負担が軽いことが多いという意味では消費課税優位論寄りである)ように見受けられる。

本稿は、所得課税 vs. 消費課税の優劣論ではなく、どちらも前提とできるようなモデル(4章)を借用しつつ、信託等の entity を通じた資本所得・資産移転についての課税庁側の疑心暗鬼をなだめ、納税者・課税当局間での争いの種・程度を減らす方策を考える。

本稿の構成は次の通り。

2章で、所得課税 vs. 消費課税の議論の整理を兼ねつつ、Gamage 論文を紹介する。消費課税優位論が(アメリカの⁵⁾ 学界では主流であると見受けられるが、Gamage 論文は消費課税一本槍を批判し、複数の課税手法を用いるべきであると論じる(但し Gamage 論文は包括的所得概念支持の論拠となるものではない)。消費課税優位論に対する数ある批判論の中でも Gamage 論文はとりわけ興味深く(前編・後編があるが前編が特に興味深い)、Gamage 論文の紹介だけでも本稿の意味があると考えている。消費課税優位論の理論の世界から、一步現実に近づいたレベルとして、Gamage 論文紹介が位置付けられる、と私は見ている。

3章で、Thomas 論文を紹介する。Thomas の議論は、presumption taxation(直訳すると推定課税などとなるが、Thomas 論文の主張内容に照らすと日本語の推計課税とは全く別物であるので、暫定課税と訳した方がイメージしやすいと思われる)を用いて納税者の compliance(法令順守)を高めようというものである。Thomas 論文が依拠する prospect theory(プロスペクト理論)に本稿は依拠していないという点で、本稿が Thomas 論文とぴったり同じというわけではないものの、納税者・課税当局間での争いの種・程度を減らす方策を考えようとする本稿の試みに関して Thomas 論文紹介には意味があると考えられる。

4章で、所得課税と消費課税のどちらの理屈も前提とすることができるような議論枠組みとして、CBIT(comprehensive business income tax)・BEIT(business enterprise income taxation)モデルの理念型を再掲⁶⁾する。

5章で、資産所得課税について、実現主義課税の下での課税庁側の懸念に配慮しつつ、所得課税と消費課税の妥協としてラフな資産所得課税の方策を次のように考える。信託受益権についてとりあえず時価評価をし、time value of money(金銭の時間的価値。平たく言えば利子。本稿では time value と略称する)を参照したみなし収益率で毎年少しずつ課税し、毎年少しずつ basis(基準価格と訳されることが多い。日本では簿価という語を思い浮かべていただいで大過ないであろう)を引き上げて調整し、実現時に調整後 basis との差額の損益を課税所得に含める(調整後 basis の方が大きければ還付)という、という方策である。basis 調整は実現時課税の納税者・課税庁間の紛争の種・程度を和らげることに役立つ、と期待している。

6章で、資産移転課税についても、方策自体は5章のそれと大差ないが、移転資産の元本自体の課税の有無という問題が6章では追加される。

本稿では、「』』を引用のために用い、【 】を区切りの明確化のために用いる。人名に職名・敬称を付さない。

2. Gamage : 消費課税一本槍批判

2.1. 伝統的な議論としての所得課税 vs. 消費課税

最適課税論(optimal taxation theory)⁷⁾としての課税の理想⁸⁾の出発点は、担税力(ability to pay)・(再)分配((re)distribution)の指標として才能(endowment, talent)を測定し、才能の多寡に応じた一括税(lump-sum tax⁹⁾を課す、というものである。才能に対する一括税は、働いても怠けても納税義務を減らせないため怠ける誘因(incentive)を生じさせないという点で、効率性を害さない。また(再)分配の公平の観点¹⁰⁾からも、才能の多い人に多く課税し才能の少ない人に少なく課税し才能の多い人から少ない人へ(再)分配をするということは、概ね¹¹⁾支持されよう。

⁵⁾ 日本では包括的所得概念支持の方が優勢であるかもしれない。金子宏『租税法』179頁(19版、弘文堂、2014)参照。

⁶⁾ 浅妻章如「分析道具としての CBIT・BEIT の理念的モデル」トラス 60 研究叢書『金融取引と課税(4)』予定

⁷⁾ 國枝繁樹「最適所得税理論と日本の所得税制」租税研究 690 号 69 頁(2007.4)、國枝繁樹「新しい最適所得税理論と日本の所得税制・最低賃金」一橋経済学 5 巻 1 号 21-50 頁(2011.7.30)、渡辺智之「最適課税論と所得概念」金子宏編『租税法の発展』297 頁(有斐閣、2010)など参照。

⁸⁾ 理想という言葉の使い方について、詳しくは本稿 2.4 節で。

⁹⁾ 一括税の典型例として人頭税が挙げられることが多いが、ここでは、働いても怠けても才能に応じた納税義務を負わせるというものが想定されており、頭割りではない。

¹⁰⁾ 本稿は、どのような分配が社会更生を高めるかという社会更生関数の議論に立ち入る余裕がない。

¹¹⁾ (再)分配の指標として才能が好ましいかについては、金になる労働を促進し金にならない職業を抑圧する、という問題(最適課税論は金銭評価という尺度に一元化してしまっており複数次元の多様な尺度の可能性を蔑ろにしてい

しかし、政府が才能を測定することはできないので、担税力・(再)分配の指標としての才能の proxy(代理変数)¹²として労働所得に課税すること¹³(言い換えると time value としての利子・資本所得には課税しないこと)¹⁴が伝統的に学界の主流派によって支持されてきたと見受けられる。労働所得課税は、労働と余暇との選択において余暇を優遇する(お金がかかる活動よりお金がかからない活動を優遇するとも言い換えられる。例えば外食より自炊の食事を過大に選択するようになるなど)という点で、死荷重(deadweight loss)を生じさせ非効率である。しかし、資本所得に課税することは、労働と余暇との選択(お金がかかる活動とかからない活動との選択)に関する死荷重をもたらすのみならず、労働所得を消費するか貯蓄するかを選択において貯蓄を劣遇するという点で追加的な死荷重を生じさせる。労働所得に課税し資本所得に課税しないことが望ましいとするそのころは、労働・余暇の選択の歪みという死荷重だけに課税のコストを限定し、その他の歪みを生じさせないことが望ましいということである。¹⁵

また、一定の仮定の下ではあるが、労働所得のみへの課税(労働所得稼得時に課税し、利子等の資本所得の受領時に課税しない)と消費のみへの課税(労働所得稼得時に貯蓄部分を課税標準から除外し、貯蓄期間中の毎年の利子等の資本所得にも課税せず、消費のために取り崩す時に課税する)とは、計算上同等である¹⁶。例えば、time value としての利率・割引率が3%、税率一律40%の世界を仮想し、第1年度に1000を稼ぎ課税された後の残り600を貯蓄し、第2年度に618を消費することと、第1年度に1000を稼ぎ、貯蓄部分は第1年度の課税対象から除き、第2年度に1030を貯蓄から取り崩した際に40%課税して残りの618を消費することとは、計算上同等である¹⁷。本稿では、特に断らない限り、労働所得課税一本槍≒消費課税一本槍≒資本所得非課税という意味で用いる。なお、労働所得課税が累進税率を採用しうるように、消費課税というときも累進税率を採用しうる。

こうした議論の運びから、消費課税一本槍の支持が学界の主流であると見受けられる。以上の伝統的な議論に対し、Gamage 論文は、学界の主流派の議論の運びを踏まえつつ、消費課税一本槍を以下のように批判する。

る)が、リベラル派から指摘される(Linda Sugin, A Philosophical Objection to the Optimal Tax Model, 64 Tax Law Review 229 (2011)等)。しかし、本稿は、職業選択の自由等に立ち入らない。

¹² 統計的に高身長者が高稼得者であることに着目し、高身長者から低身長者への再分配が、効率性・公平両方の観点から好ましいかについて、参照:N. Gregory Mankiw & Matthew Weinzierl, The Optimal Taxation of Height: A Case Study of Utilitarian Income Redistribution, NBER Working Paper 14976 (May 2009)。

¹³ 賃金課税と呼ばれることもあるが、日本の所得分類でいうと、給与所得のみならず事業所得・雑所得も含む。

¹⁴ 【労働所得のみに課税し資本所得等に課税しない】は、必ずしも(再)分配軽視ではないし、標準的な最適課税論の示唆する税率はそこそこ高い(國枝繁樹・註7等参照)。統計的には、経済格差が大きい方が経済成長率が高いとはいえないし、経済格差が小さい方が健康状態は良好であるとされる。(再)分配が社会厚生を増大させることは、(メカニズムについては不明であっても)疑いないといつてよかろう。James R. Repetti, Democracy and Opportunity: A New Paradigm in Tax Equity, 61 Vandelande Law Review 1129 (2008); Miranda Perry Fleischer, Equality of Opportunity and the Charitable Tax Subsidies, 91 Boston Law Review 601 (2011); 小塩隆士『再分配の厚生分析 公平と効率を問う』(日本評論社、2010)等参照。

¹⁵ 藤谷武史「所得税の理論的根拠の再検討」金子宏『租税法の基本問題』(有斐閣、2007)272頁; Joseph Bankman & David A. Weisbach, The Superiority of an Ideal Consumption Tax Over an Ideal Income Tax, 58 Stanford Law Review 1413 (2006)。

Bankman & Weisbach に対する批判も少なくないが、中でも、Chris William Sanchirico, A Critical Look at the Economic Argument for Taxing Only Labor Income, 63 Tax Law Review 867 (2010); Joseph Bankman & David Weisbach, A Critical Look at Critical Look -- Reply to Sanchirico, 64 Tax Law Review 539 (2011) cf. Sanchirico; Chris William Sanchirico, A Counter-Reply to Bankman and Weisbach, 64 Tax Law Review 551 (2011)の論争は興味深い。Bankman & Weisbach の消費課税優位論のモデルは、一括税に近付けようとしているモデルであって、消費課税が所得課税より効率的であるように見えるのは当たり前であり(逆に資本所得に課税しつつ効率性を改善するモデルも作ることが可能である)、消費課税が所得課税より優れているという論証には至らない、といった批判を Sanchirico はしている。しかし、仮にこうした批判が当を得ているといえるとしても、所得課税が消費課税より優れているという論証には至らない、と見受けられる。

¹⁶ 中里実ほか編著『租税法概説』85、230頁(浅妻章如、神山弘行、有斐閣、2011)参照。前者は TEE、後者は EET とも呼ばれる。E は exemption(非課税)、T は taxable/taxation(課税)の略である。

¹⁷ 2年モデルであると TEE と EET の真ん中の E が意味をなさないところ、3年モデルは次のようになる。TEE の場合、第1年度に1000を稼ぎ、税引き後の600を貯蓄し、第3年度に $600 \times 1.03^2 = 636.54$ を消費する。EET の場合、第1年度に1000を稼ぎ、全額貯金し、第3年度に $1000 \times 1.03^2 = 1060.9$ を取り崩した際に424.36の税を課し、 $1060.9 - 424.36 = 636.54$ を消費する。

2.2. Gamage 前編紹介：最適課税手法選択の分析枠組み¹⁸

Ramsey モデル¹⁹とは、政府が人々の所得等の属性を測定することができない場合、物品税 (excise tax) の税率を、弾力性の逆数に比例させることが、効率性に資するとするものである。このモデルは後の Atkinson & Stiglitz モデルにより一旦棄却されるが、Gamage の議論にとって重要なのは、弾力性が低い財についても税率は零にはならずプラスになるという点である。

Atkinson & Stiglitz モデル²⁰とは、次のようなものである。差別的物品税は、(労働所得課税と同様に)労働意欲を害し(労働・余暇の選択を歪め、お金のかからない活動を優遇する)、更に商品選択も歪めるといふ double distortion (二重の歪み)をもたらす。労働所得課税は、労働意欲を害するが、商品選択を歪めない。労働所得課税だけの方が差別的物品税と併課するよりも効率的である。

Atkinson & Stiglitz モデルを踏まえ、伝統的な消費課税優位論者は、次のように論ずる。資本所得課税が、労働所得課税と同様に労働意欲を害し、更に貯蓄を減らすといふ double distortion をもたらす。労働所得課税は、労働意欲を害するが、消費・貯蓄の選択を歪めない。労働所得課税だけの方が利子課税と併課するよりも効率的であり、分配の公平の観点からも労働所得課税だけの方が劣っているとはいえない。

Gamage は次のように論ずる。複数の課税手法がある中で、一つの課税手法についてのみ租税負担が低くなるような納税者の反応を single-instrument responses (単税反応)と呼び、複数の課税手法について同時に租税負担が低くなるような納税者の反応を multi-instrument responses (複税反応)と呼ぶ。single の例として、労働所得課税について有効で差別的物品税には有効でない租税逃れ (tax gaming)²¹技術 (例えば減価償却費の利用等の人工的費用計上²²)がある。multi の例として、労働より余暇を選ぶという反応は、労働所得課税についても差別的物品税についても生じる反応である。差別的物品税と労働所得課税の税率²³が同じならば、前者の方が死荷重としてのコストが大きい(差別的物品税は商品選択の歪みといふ single-instrument responses を引き起こすため)と従来考えられてきた。ところで、税率の二乗に比例して死荷重 (deadweight loss。死重損失と訳されることもある)は増大する²⁴と一般的には考えられている。低い税率の物品税と高い税率の賃金税を組み合わせるような (Ramsey モデル下で弾力性が低い財でも税率が零にはならないのと同様)、追加的税収をあげるための限界のコスト (marginal cost of public funds: MCPF) が等しくなるような、課税手法選択が考えられる。但し、単純に複数の課税手法を用いれば死荷重が合計で減るという意味ではない。例えば、税率 10% の場合の死荷重が 1 であるならば、税率 20% の場合の死荷重は 4 であると考えられているが、物品税の税率を一律 10%、労働所得税の税率 (外税方式) を 10%²⁵ とすれば、死荷重が合計で $1+1=2$ になる、という意味ではない²⁶。物品税も労働所得税も労働より余暇を選ぶという multi-instrument responses を引き起こすので、single-instrument responses が無いことを仮定すると、物品税 20% の場合の死荷重と、物品税 10%・労働所得税 10% の場合の死荷重は、同じである。multi-instrument responses と single-instrument responses の違いを導入し、従来差別的物品税について single-instrument responses がある分だけ差別的物品税の方が労働所得課税よりも効率性の点で劣ると考えられてきたところ、労働所得課税のみに関係する single-instrument responses もありうるので、労働所得課税以外の税が零であることが社会更生の改善に資するとは言えない、ということが Gamage 論文の核心といえる。

¹⁸ David Gamage, A Framework for Analyzing the Optimal Choice of Tax Instruments, 68 Tax Law Review ____ (2014) <http://ssrn.com/abstract=2411272> の要約。租税法研究会で紹介し、特に渡辺智之から有益な助言を賜った。感謝申し上げる。なお、Gamage 論文は、所得税・消費税・資産税のどれかだけに頼った場合の不都合よりも、タックス・ミックスによってそれぞれの不都合の程度を抑えた方がよい、という意味でタックス・ミックスが支持できる可能性があると論ずる渡辺智之「タックス・ミックスについて」税研 128 号 89 頁(2006)について、理論的根拠を提供するものともいえる。

¹⁹ 井堀利宏『財政』152 頁(2 版、岩波書店、2001) 参照。

²⁰ Anthony B. Atkinson & Joseph E. Stiglitz, The Design of Tax Structure: Direct versus Indirect Taxation. 6 Journal of Public Economics 55-75, 1976

²¹ 【租税をちょろまかす】と訳そうと考えかけたが、租税負担を免れるために労働しないで余暇を楽しむという策も含まれているため、節税、租税回避、脱税の全てを包む概念よりも広い。

²² 労働所得課税は、time value としての資本所得に課税しない、という意味で用いられることが多い。time value に課税しないためには、減価償却等の会計を無視し、税制上は機械等の購入費について即時全額控除を認める、といった方策がとられ(参照:『租税法概説』註 16、160 頁、吉村政穂執筆)、理念的な労働所得課税では減価償却は問題にならない。労働所得課税の文脈においてのみ有効な租税逃れ技術があるという Gamage 論文の主張の核心には違和感を抱かないが、例として減価償却を挙げることには若干の疑問が残る。

²³ 一般に、物品税は取引価格に上乘せされ(税率 25% なら税抜価格 80 円の商品が 100 円で取引される)、労働所得課税は賃金の内から支払われる(税率 20% なら 100 円の税引前賃金から 20 円の税を納め 80 円が税引後賃金として残る)。税率を比べる際、労働所得税率について 25% と計算しなおす必要がある(税抜賃金 80 円について雇用者は $80 \text{円} \times 125\% = 100 \text{円}$ の税込賃金を払うという計算)。

²⁴ 岡村忠生ほか著『ベーシック税法』17 頁(7 版、有斐閣、2013、岡村忠生執筆部分)

²⁵ 税率表記について註 23 に留意。外税方式 10% と等しい内税方式の税率表記は $10/110 = 9.09\%$ である。

²⁶ この点は Gamage・註 34、I.A.1 節の図を見た方が分かりやすい。

最適な課税手法選択を考えるにあたっての sufficient-statistics framework (実証的データに基づいて考える際の枠組み、と意識できようか)として、実証的データを見る際に次の四点に留意すべきとする(この四点は後編でも触れられている)。

(a) marginal single-instrument distortion (複数の課税手法の税率を変えた場合のそれぞれの担税反応)を調べる (multi-instrument distortion はどちらの税制でも起きる租税逃れ反応なので考えても仕方ない)。

(b) marginal instrument-shifting distortion (或る課税手法から別の課税手法に課税対象を変えるような納税者の行動による歪み)²⁷を調べる。

(c) 各課税手法の税率を変えた場合の、分配 (distributional)²⁸に与える影響を調べる²⁹。

(d) 各課税手法について課税したり税率を変えたりした場合の marginal overhead costs (納税者の compliance³⁰および行政の執行にかかる全体の限界的コスト)を調べる。

ところで、Gamage の考え方は、労働所得課税一本槍への批判のみならず、【私法による再分配の是非】についても興味深い示唆を提供する。

Kaplow & Shavell モデル³¹とは、所得税 (労働所得課税を念頭に置いていると思われる)と私法制度を組み合わせて再分配を図る³²より、所得税だけで再分配を図る方が、同程度の再分配を達成しつつ効率性を改善することができる、というものである。

これに対し、Gamage は次のように論じる。Atkinson & Stiglitz モデルに対する Gamage モデルによる批判は、Atkinson & Stiglitz モデルの double distortion の枠組みに依拠している Kaplow & Shavell モデルに対する批判としても機能する。労働所得課税だけで再分配を図るより、労働所得課税と私法制度も組み合わせて再分配を図る方が、社会厚生が改善しうる。³³

²⁷ 例えば、労働所得税率が高くキャピタルゲイン税率が低い場合に労働所得をキャピタルゲイン税率に服する形で実現させる、とか、個人所得税率が高く法人所得税率が高い場合に所得を法人に移す、とか。

²⁸ 租税など政府を通じた分配を再分配 (redistribution) と呼ぶことが伝統的には多いが、redistribution という語がミスリーディングなので用いたくないと Gamage はいう (Gamage・註 34 の脚註7[**公刊時に変わるかも**])。

²⁹ 分配のことを考えなくてよいのであれば一括税が効率的であるに決まり切っているところ、分配が重要だと思うからこそ最適課税手法選択の議論の意味がある、と Gamage はいう。

³⁰ compliance は法令遵守と訳されることが多いが、compliance costs という言葉で、納税者側のコストと課税庁側のコストをひっくるめて指すこともある。Gamage 論文が marginal overhead costs という新しい語を用いるまでもなく、marginal compliance costs という言葉を使っても意味は通じるであろうが、念のため、納税者側だけのコストであるのか納税者+課税庁のコストであるかを明確化しようとしたのであろう。

³¹ Louis Kaplow & Steven Shavell, Why the Legal System Is Less Efficient than the Income Tax in Redistributing Income, 23 Journal of Legal Studies 667-681 (1994)

³² Kaplow & Shavell・註 31 は、高所得者が自動車事故を起こした場合の損害賠償額を高くする、という私法制度を例に挙げる。高所得者が交通事故を過剰に避けるようになるというコストをもたらすのみならず、高所得を稼ぐことについて【所得税+損害賠償額高騰化】という負担を提示することになるため高所得を稼ぐ才能のある人に対し怠ける方向への誘因をもたらす。

³³ Kaplow & Shavell・註 31 に関する議論は多いが、ここでは最近の次の二つを紹介する。

Zachary Liscow, Reducing Inequality on the Cheap: When Legal Rule Design Should Incorporate Equity as Well as Efficiency, 123 Yale Law Journal 2478-2510 (2014)は、所得以外の属性が再分配に適している (entitlement を低所得者が多い類型の側に有利に設計する、反応の時間差に由来する+の割引現在価値の差に着目、など) こともある、と論じている。税収 1 ドル当たり 1/3 ドルの厚生損失があると推計されているので、「効率的」な私法と比較して再分配のために非効率的な私法制度に変更することのコストが再分配の 1/3 を下回る限り、私法による再分配が効率的であると論じる。

Gerrit De Geest, Removing Rents: Why the Legal System is Superior to the Income Tax at Reducing Income Inequality (<http://ssrn.com/abstract=2337720>) は、労働所得課税以外の再分配を支持する論拠として次のように論じる。【才能 talent と努力 labor effort】以外の所得不平等の原因として rent (市場の失敗に起因する) を想定する。市場の失敗に対処するには税制 (ex post) より法制度 (ex ante) の方が優れている。rent は暗黙の物品税 (implicit commodity tax) である。rent は価格の歪み (price distortion) を引き起こすものであり、労働意欲阻害 (labor distortion) を引き起こすものでもあり、性質上逆進的である。例えば、guild (参入障壁) で儲けた分の所得を区分して課税するよりは参入障壁をなくした方が話が早い。法制度は、ex ante の見込み情報に基づいて規制するため、rent の発生を防げる訳ではない (例えば、特許法は各発明者の cost に見合った fine tuning なものに設計できるわけではない…principal-agent 問題) が、税ならばより上手く rent を認識して剥奪できるわけでもない。Kaplow & Shavell モデル (税以外の法制度は efficiency だけを追及するべし、efficiency-equity trade-off は税制だけで考えるべし) は、市場の失敗としての rent が是正された後の世界におけるものであり、Kaplow & Shavell モデル (ex post) を De Geest モデル (ex ante) は補完していることになる。

2.3. Gamage 後編紹介：労働所得税、付加価値税、資本所得税、資産税を全て課した方が良い³⁴

そして後編では、具体的な課税手法選択について議論をしていく。しかし実証的データの不足により推論に頼る部分も多いので、反論がほしいと Gamage は述べている。

(A) 労働所得税 (labor-income tax) と付加価値税 (value-added tax) との関係について、比例税率を前提とすれば両税は計算上同等であると伝統的には言われるものの、執行まで考えれば違うところもあるので、別々に両税を課することが社会更生の改善に資する可能性もあるだろうという。³⁵

(B) 資本所得税 (capital-income tax) を課すことの是非について、資本所得に課税すべきでないという伝統的な消費課税優位論が、現実には当てはまらないであろう、としている。

(C) 資産税 (wealth tax)³⁶ を課すことの是非について、資本所得課税と資産課税とは計算上同等であると伝統的には言われるものの、やはり資産税を別途課すことがよからうとしている。

2.4. 考察：最高度の理想論、伝統的な理想論、Gamage の前提

消費課税優位論と Gamage 論文は、担税力・(再)分配の指標としての才能を政府が把握することができる(これを、次段落との対比から、【最高度の理想論】と呼ぶことにしよう)という前提ならば、才能に応じて一括税を課すことがよい(分配の公平と効率性の両面を考慮した社会更生関数に照らして、社会更生を最大化する)、という出発点について共有している³⁷。そして、才能を政府が把握できないという点についても共有している。

最高度の理想論は執行不能であるので次善(second best)の議論としてどうするかという段階で、消費課税優位論は、政府が人々の所得額や消費額を正確に把握することができるという前提の下で、消費課税一本槍(≒労働所得課税一本槍)の方が所得課税(労働所得のみならず資本所得も課税対象に加えること)より優れている((再)分配の公平の観点で劣ることなく効率性を改善させることができる)としている。しかし、消費課税優位論信奉者が現実の制度においても資本所得や資産移転に全く課税しない方がよいと考えているとは限らない。所得額・消費額を政府が把握できるという前提の理想論(政府が才能を把握できると想定しないので【最高度の理想論】ではないため、理想論という言葉遣いが紛らわしいが、所得額・消費額を把握できるという意味で理想論と呼ばれることが多いので、本稿では【伝統的な理想論】と呼ぶことにしよう)のレベルにおいて消費課税優位論に軍配が上がるかもしれないにしても、現実に消費課税を実施する際の執行の限界に鑑みて、現実論のレベルにおいて資本所得課税や資産移転課税が少しは³⁸容認される可能性はあろう³⁹。

他方、Gamage 論文は、やはり second best の議論をしようとしているものと見受けられるが、政府が人々の所得額・消費額を把握する際の正確性は不十分であるという前提を採用している。最高度の理想論のレベルは共有しつつ、伝統的な理想論のレベルよりも、更に現実の税制設計に近いレベルが念頭に置かれている、といえよう。

伝統的な理想論のレベルで消費課税優位論を信奉しても現実的な制度設計においては資本所得課税も少しは容

³⁴ David Gamage, Analyzing the Optimal Choice of Tax Instruments: The Case for Levying (all of) Labor-Income Taxes, Value-Added Taxes, Capital-Income Taxes, and Wealth Taxes, 68 Tax L. Rev. ____ (2014) <http://ssrn.com/abstract=2465522>

³⁵ 労働所得課税と付加価値税を別々に課すくらいなら、両課税手法を統合することを志向している X-tax を考えればよいではないか、という疑問が湧く。X-tax とは、企業レベルでは付加価値に比例税率で課税するものの、賃金については企業レベル課税において控除を認め個人レベルで累進税率で課税する提案である(『租税法概説』註 16、231 頁、神山弘行執筆、David F. Bradford, THE X TAX IN THE WORLD ECONOMY (2004)参照)。Gamage 論文は X-tax を (A)ではなく(B)で扱っている。Gamage 論文は法人税の存在意義について論じない代わりに、法人税と個人株主所得課税との統合の議論の一環として X-tax について(B)で触れている。

³⁶ 資産保有課税が論じられており、本稿のタイトルに挙げた資産移転課税(相続・贈与等への課税)は考えられていない。本稿は、Gamage 後編の指摘にもかかわらず、資本所得課税と資産保有課税とが計算上同等であるという伝統的な理解を前提とし、資産保有課税については立ち入らない。

³⁷ この出発点を共有しない議論も少なくないが、本稿では考えない。註 11 参照。

³⁸ 【少し】というのは、資本所得と労働所得とを総合的に足し算することが一人格の担税力の把握の上で適切な指標であると考えるところまでは、許されないかもしれず、包括的所得概念前提の場合よりも、資本所得は軽課されるべきである、ということになる可能性があるためである。

³⁹ 伝統的な理想論のレベルと現実的処方箋のレベルで、推奨する課税方法が違うということはある。Peter Diamond & Emmanuel Saez, The Case for a Progressive Tax: From Basic Research to Policy Recommendations, 25 Journal of Economic Perspectives 165 (Fall 2011)は、最適課税論から出発しているが、現実的処方箋としては資本所得や資産移転にも課税しておいた方がいい、と論じている。

私自身も Gamage 論文に触れる前においては、伝統的な理想論における消費課税優位論を前提としつつ、資本所得課税が(包括的所得概念を前提とする場合ほどではないにせよ)或る程度是認される可能性があるのではないかと論じたことがある。浅妻章如「Reich 論文の“Super-Matching” Rule の紹介及び信託等を通じたマッチングの意義と限界」トラス 60 研究叢書『金融取引と課税(3)』(2014)掲載予定。

認められるかもしれないし、Gamage 論文の枠組みに沿っても資本所得課税が(程度は不分明であるが)容認される。消費課税優位論を経ても Gamage 論文の枠組みを経ても、行き着くところはあまり変わらない、ということになる可能性も充分にある。

従って、消費課税優位論が間違っているわけでも、Gamage 論文が間違っているわけでもない、と考えられよう。所得額・消費額を政府が把握できるか否かに関する前提の違いを踏まえ、伝統的な消費課税優位論も Gamage 論文にも、それぞれの存在意義があると考えべきである。歯切れの悪い言い方になるが、Gamage 論文(とりわけ前編)はとても魅力的であるけれども、それによって消費課税優位論が間違っていたということにはならないし、かといって消費課税優位論を鵜呑みにすることが許される訳でもない。

また、消費課税優位論を踏まえるにせよ Gamage 論文を踏まえるにせよ、資本所得課税が中途半端に(包括的所得概念から見ても消費課税優位論から見ても中途半端という意味)存在するという現状について、肯定的な評価に結び付けることも可能であるかもしれない。

こうした整理に基づき、本稿は、所得課税 vs. 消費課税の優劣論にはこれ以上踏み入らず、資本所得に(中途半端かもしれないが)課税することを容認しつつ、所得課税も消費課税もどちらも前提とすることができるような議論を4章以下で志向する。

3. Thomas⁴⁰: プロスペクト理論と暫定課税

3.1. 紹介

Thomas 論文は、prospect theory(プロスペクト理論)の知見に基づき、小企業課税において大目に presumptive taxation(直訳すると推定課税などとなるが、Thomas 論文の主張内容に照らして暫定課税と呼んだ方がイメージしやすいと思われる)をしておくことが、compliance(法令遵守)向上に役立つ、と主張する。

なぜ prospect theory が出てくるのかというと、一般に利得について人は risk-averse(リスク回避的)になり、損失について risk-seeking(リスク愛好的)になるという性向を、compliance 向上に生かそうとするためである。従来通り納税者が申告して納税する場合、納税者にとって申告がマイナスに感じられるのでリスク愛好的になり、脱税等を企む傾向が強くなる。他方、presumptive taxation で一旦大目に課税し納税者が還付請求するという仕組みにすると、納税者にとって申告がプラスに感じられるのでリスク回避的になり、過大な還付を申告する傾向が弱くなる⁴¹、というのが Thomas 論文の主張である。

以下のような数値例が挙げられている⁴²。

納税者の所得\$100,000 であり、そのままであると納税義務\$30,000 であるが、納税者は税額\$2000 をごまかそうかどうか、考えているとする。バレルと、増差税額×75%の加算税がかかってくるとし、発見確率は3%とする。

Comply、すなわち正直に申告すれば、税引後の残額は\$70,000 である。

Evade、すなわち脱税を試みると、 $0.97 \times (100,000 - 28,000) + 0.03 \times (100,000 - 30,000 - 0.75 \times 2000) = \$71,895$ が税引後の残見込みである。

prospect theory におけるプラス・マイナスの基準(zero)となる reference point(参照点)をどこに置くかは難しい問題であるが、とりあえず【\$28,000 納税】が reference point であるとする

Comply の場合は、-\$2000 すなわちマイナスと感じられる。

Evade の場合は、97%の確率で\$0、3%の確率で-\$3500 のマイナス(これを、\$0, 0.97; -\$3500, 0.03 と表記する)である。この時、 $V(\$0, 0.97; -\$3500, 0.03) = \pi(0.03) \nu(-\$3500) = -\$239$ という計算式で測ると、マイナスが Comply の場合よりも小さいため、納税者は Evade を選択してしまう。

次に、予め\$32,000 が源泉徴収されており、納税者が実額所得を申告して還付請求する場合を考えてみよう。

Comply の場合、\$2000 が戻ってくる。

Evade の場合、\$4000, 0.97; \$500, 0.03 である。

最悪シナリオ(脱税を試みて課税庁にばれた場合)が reference point であるとする

Comply の場合は\$1500 の利得

Evade の場合は\$3500, 0.97; \$0, 0.03 となる。この時、 $V(\$3500, 0.97; \$0, 0.03) = \pi(0.97) \nu(\$3500) = \$1105$ という計算式で測ると、プラスが Comply の場合よりも小さいため、納税者は Comply を選択するようになる。

⁴⁰ Kathleen DeLaney Thomas, Presumptive Collection: A Prospect Theory Approach to Increasing Small Business Tax Compliance, 67 Tax Law Review __ (2014) <http://ssrn.com/abstract=2316233>. 参照: Leigh Osofsky's review <http://tax.jotwell.com/presumptive-collection-an-innovative-proposal-for-a-notoriously-difficult-problem/> | 3gsi Kathleen DeLaney Thomas, The Psychic Cost of Tax Evasion, 56 B.C. L. Rev. __ (2015) <http://ssrn.com/abstract=2494489>

⁴¹ アメリカでサラリーマンが源泉徴収された税額について申告で還付を請求する、ということ、中小企業課税にも応用しようとするものである。

⁴² Thomas 註 40、__頁[掲載時頁確認]。

noncompliance が多い業種として vehicle sales (自動車販売) が挙げられている⁴³。presumptive tax base (推定課税の課税標準) は、納税者自身が操作できないもの (第三者が関与するもの、政府が観察できるもの) が望ましい。

仮想設例として次のような数値例が挙げられている。⁴⁴

納税者は州の事業登録だけでなく IRS にも登録する。業種、住所地、営業時間、ロットサイズ、扱う車種・数などを報告する。IRS が \$64,000 の仮課税をし、四半期ごとに \$16,000 を納税させ、当該納税者の事業所得が \$200,000、税率 30% ならば、納税者は \$4000 を還付請求する。

3.2. 考察

一見、日本における推計課税 (estimation taxation と訳せようか) を思わせる提案であるが、推計課税の場合は、何らかの資料に基づき納税者の真の所得を推計して課税しようとするのに対し、Thomas 論文の鍵は、presumption taxation が実額計算に基づく税額よりも高めになることを狙うことにある。推計課税の場合は納税者からの実額反証が予定されていない (実額反証が許されないという意味ではない) 一方、presumptive taxation の場合は納税者からの実額での申告による還付請求が予定されている。

Thomas 論文は、小企業課税 (個人事業課税が典型で、現金ビジネスによる脱税への対策) という文脈で論じているが、資本所得課税や通常の企業課税⁴⁵の文脈でも活きるのではなかろうか、というのが本稿で Thomas 論文を紹介する理由である。但し、Thomas 論文は prospect theory を基にしているところ、プラスとマイナスが人に異なる影響を与えるという含意は、本稿 4 章以下では活かされていないため、本稿で Thomas 論文を紹介する意義は弱いのではないか、という批判を受ける可能性はある。しかし、本稿との関連の強弱はともかくとして、Thomas 論文自体は紹介する価値がある。

ところで、なぜアメリカにおけるサラリーマン課税において、雇用主段階での大目の源泉徴収と従業員の申告による還付請求という仕組みが、うまく機能するのであろうか、という疑問を立てることができる。言い換えると、雇用主が、源泉徴収税額をごまかすことで、従業員に高めの賃金を提供し、申告においても脱税しようと思っている従業員を積極的に雇って営業していく、という経営戦略は、有効ではないのか、という疑問である⁴⁶。脱税しようと思っている従業員は、脱税に協力してくれる雇用主を選ぶバイアスがつかからないのであろうか、という疑問とも言い換えられる⁴⁷。仮説にすぎないが、従業員が脱税したいと思っていても、雇用主が脱税に失敗する (雇用主の裏帳簿が課税庁にバレて従業員の脱税も課税庁にバレる) 可能性を、従業員目線では高く見積もる (従業員自身が操作できない事象について自己に不利に予測するバイアスが働く) から、サラリーマン課税において、雇用主段階で大目に源泉徴収課税をし従業員が還付請求するという仕組みが機能する、ということであろうか。もし、この仮説が妥当するならば、アメリカのサラリーマン課税の文脈に限らず、日本の資本所得課税の文脈でも、第三者として信託銀行等を介在させると、compliance の向上に役立つ、ということがいえるようになるかもしれない。

4. CBIT・BEIT モデルの応用

4.1. CBIT、ACE、BEIT 概説

法人が利子を支払うと原則として損金算入できる一方、配当を支払っても原則として損金算入できない。このため、負債に関して二重課税が発生しない一方、出資については法人・株主の二重課税が存在する。この二重課税問題を矯正する方法として様々な提案がなされてきた。特に有名な正反対の提案が CBIT (comprehensive business income tax) と ACE (allowance for equity) である⁴⁸。

CBIT は、利子の損金算入を否定し、配当・利子の受領者への課税をやめることで、負債・出資 (debt/equity) の資金調達方法の中立性を保ちつつ二重課税問題をなくそうとする提案である。事業体段階のみで課税し利子・配当の受領

⁴³ 日本だとパチンコ業などが挙げられようか。

⁴⁴ Thomas 註 40、__頁 [掲載時頁確認]。

⁴⁵ ビックカメラ不動産信託流動化事件・東京地判平成 25 年 2 月 25 日平成 24(行ウ)26 号・東京高判平成 25 年 7 月 19 日平成 25(行コ)117 号をきっかけとして、企業課税の文脈で Thomas 論文の提案を活かす方策について考察し、トラスト 60 の研究会 (座長: 中里実) で助言を賜ったが、企業課税については別稿を期したい。

⁴⁶ サラリーマンではないが、日本では、ホスト・ホステスの雇用主は、源泉徴収税をごまかしてホスト・ホステスを雇おうとする誘因を持つであろうか、という疑問も考えられる。争点は全く別であるが、参照: ホステス報酬計算期間事件・最判平成 22 年 3 月 2 日民集 64 卷 2 号 420 頁。

⁴⁷ 尤も、日本では、租税ではなく社会保障の分野であるが、雇用主の non-compliance (厚生年金未加入など) により従業員を集める、という実態が観察される。租税と社会保障とで違うのか、という問題は興味深いだが、本稿では深入りできない。

⁴⁸ Institute for Fiscal Studies, MIRRLEES REVIEW: TAX BY DESIGN (Oxford University Press, 2011, <http://www.ifs.org.uk/publications/mirrleesreview/>) の第 17 章 (Taxing corporate income) でも、ACE、CBIT が (Cash-Flow Taxes キャッシュフロー税とともに) 対比されている。更に横断的な考察・対比として神山弘行「法人課税とリスク」金子宏・中里実・J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』321 頁 (有斐閣、2014) 参照。

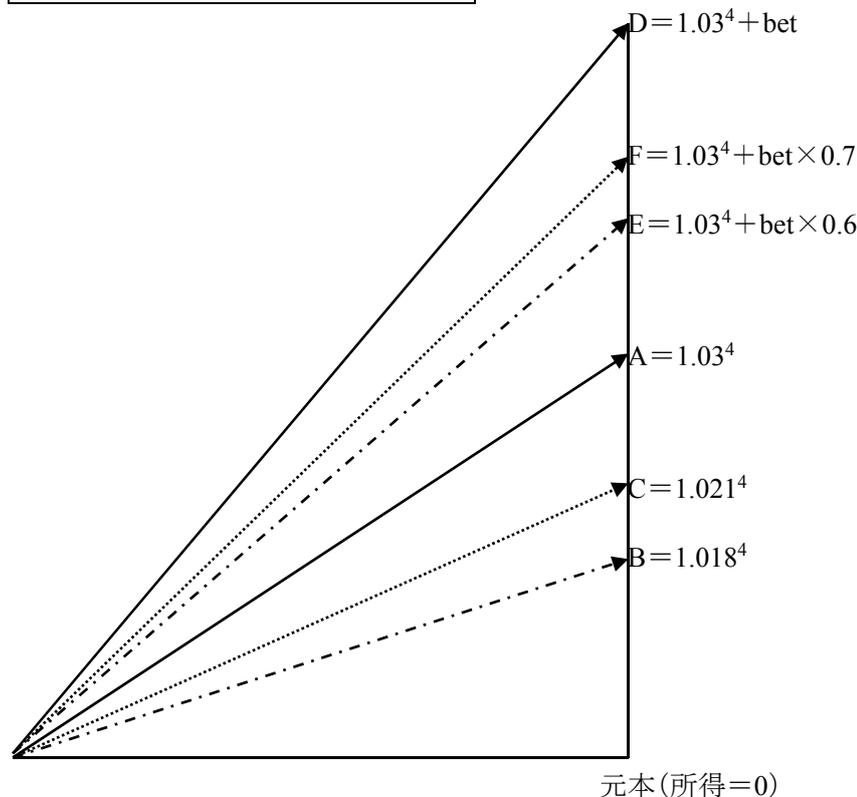
者への課税をやめると、受領者の豊かさに応じた累進税率の適用が不可能となるどころ、Hasen⁴⁹が提案した CBIT 2.0 は受領者段階の累進税率適用の余地を探る。例えば事業体税率(法人税が典型)が 30%、個人所得税率が 40%であるとすると、利子・配当の支払い側の損金算入を否定する一方、利子・配当の受領者個人に両税率差の 10%の課税をする、という提案である。

ACE は、支払い配当のうち time value に相当する部分の損金算入を認めることで、負債・出資の資金調達方法の中立性を確保しつつ二重課税問題をなくそうとする提案である。本稿は ACE に似た BEIT (business enterprise income taxation)⁵⁰に着目する。支払い配当のうち time value を超える部分の損金算入を認めない一方、支払い利子全額 (time value 超過部分も含めて)の損金算入を認めるとすると、負債・出資の中立性が保たれない。BEIT は、負債・出資の性質に関係なく、支払い利子・配当の time value 部分の損金算入を認め、time value を超える部分の損金算入を否定する提案である。

なお、CBIT も BEIT も、事業を営む組織形態の選択の中立性を確保するため、個人事業でも法人事業でも組合事業でも信託事業でも同じ扱いにしようということが前提とされている。

4.2. 事業体段階課税と投資家段階課税のイメージ

CBIT・BEIT の理念的課税のイメージ図



無利息収益率年 3% (これが time value に等しいとする)、個人税率 40%、事業体税率(法人税率など) 30%と仮定した上で、CBIT・BEIT の理想型として上(下?)のようなイメージ図を描くことができる。

第 0 年度末に 1 を投資して time value のみの収益を稼ぐ場合、課税がなければ 4 年後に図の $A=1.03^4$ となる。投資家個人が毎年 40%で課税されると、4 年後に $B=1.018^4$ となる。事業体を通じて投資し毎年 30%で課税されると、4 年後に $C=1.021^4$ となる。包括的所得概念に適合的な所得課税の理想としては $B=1.018^4$ が目標となる。

理想型の CBIT として、debt/equity の区別を問わず、A 点と C 点との差額部分 ($1.03^4 - 1.021^4$) が事業体段階で課税される。第 4 年度末に事業体が解散するなどして個人に分配された場合、C 点と B 点との差額部分 ($1.021^4 - 1.018^4$) が個人段階で課税されることが、所得課税の理想である。

理想型の BEIT として、debt/equity の区別を問わず、A 点と C 点との差額部分は事業体段階で課税されない。第 4 年度末に事業体が解散するなどして個人に分配された場合、A 点と B 点との差額部分 ($1.03^4 - 1.018^4$) が個人段階で課税されることが、所得課税の理想である。

事業体への投資が time value のみの収益を稼ぐ例は稀であり、実際にはもっと収益が多くなったり少なくなったりす

⁴⁹ David Hasen, CBIT 2.0: A Proposal to Address US Business Taxation, 140 Tax Notes 909-926 (August 26, 2013).

⁵⁰ Edward D. Kleinbard, Designing an Income Tax on Capital, in Aaron, Burman & Steuerle, ed., TAXING CAPITAL INCOME 165-205 (The Urban Institute Press: Washington DC, 2007); Edward D. Kleinbard, Rehabilitating the Business Income Tax, (http://www.hamiltonproject.org/papers/rehabilitating_the_business_income_tax1/) (2007).

る。多くなったり少なくなったりの部分は講学上 **bet** (博打と訳せようか) と呼ばれる。当然 **bet** はプラスのこともあればマイナスのこともある。

図では **bet** がプラスの益である場合を想定している。課税がなければ $D = 1.03^4 + \text{bet}$ となる。所得課税の理想としては、D 点と E 点との差額部分 ($\text{bet} \times 0.4$) を課税すべきである。

bet 部分については、CBIT と BEIT⁵¹ との差はない。D 点と F 点との差額部分 ($\text{bet} \times 0.3$) が事業体段階で課税され、F 点と E 点との差額部分 ($\text{bet} \times 0.1$) が個人段階で課税されることが、所得課税の理想である。

4.3. 所得課税型と消費課税型：投資額即時控除の有無

以上は、包括的所得概念に沿った所得課税を前提とした CBIT・BEIT の理念型の説明である。しかし Hasen の CBIT 2.0 は、事業体から利子・配当を受領しても事業体に再投資した場合は、受領者の課税所得から控除を認めるべきであると提案する。この提案によって、所得課税ではなく消費課税を目指していると Hasen 自身は述べている。但し、消費課税に忠実な課税方法を目指すならば、事業体への再投資額のみならず、最初の事業体への投資額についても課税所得からの控除を認めるべきであり、Hasen の CBIT 2.0 は所得課税と消費課税との中間に位置する⁵²。

CBIT・BEIT の理念型を考える際、純粋な所得課税に沿ったモデルと、純粋な消費課税に沿ったモデルを考えておくことが、分析道具として⁵³の CBIT・BEIT の理念型の有用性を高めると私は期待し、下の表を作成した。Hasen の CBIT 2.0 が所得課税と消費課税との中間に位置するので、便宜的に、所得課税に沿った理念型を BEIT 1.9、CBIT 1.9 と呼び、消費課税に沿った理念型を BEIT 2.1、CBIT 2.1 と呼ぶこととする。所得課税型の〇〇1.9 は、事業体への投資額を投資家の課税所得計算上控除させないものである。消費課税型の〇〇2.1 は、事業体への投資額を投資家の課税所得計算上控除させるものである。投資額の控除を認めたのち、上の図のような課税をすると、経済実質的に **time value** 部分の課税がなくなるので、経済実質的に消費課税となる⁵⁴。また、CBIT と BEIT との違いは、**time value** 部分について課税ポイントを事業体側に置くか投資家側に置くかという違いである。

	投資家段階課税優先	事業体段階課税優先
所得課税	BEIT 1.9	CBIT 1.9
消費課税	BEIT 2.1	CBIT 2.1

5. 資本所得課税における暫定課税

2 章における紹介から、分配の公平と効率性の両面に配慮した社会更生関数に照らして、資本所得に(中途半端にかもしれないが)課税することが経済厚生改善に資する可能性が(包括的所得概念とは別筋で)示唆される。3 章における紹介から、予め課税しておくことで納税者・課税庁間の紛争の種・程度を和らげる可能性が示唆される。4 章におけるモデルから、**time value** 部分をみなし所得として暫定的に課税し **basis** を調整する手法が示唆される。これらの示唆を(強引ではあるが)まとめあげた提案が 5 章と 6 章である。

信託を通じた資本所得課税・資産移転課税において課税庁側の懸念から信託利用には枷がはめられているのが現状であるけれども、ラフに毎年少しずつみなし所得課税をし **basis** を調整しておくことで、課税庁側の懸念を和らげるとともに、納税者側の租税回避の誘因を削ぎ、結果として納税者・課税庁間の種・程度を和らげることに資するのではないか、ということ本章で考える(資産移転課税については次章で)。

5.1. 包括的所得概念を前提とした課税庁側の懸念

かつて私は信託受益権複層化(受益権に優先劣後があるため比例配分が馴染まないかもしれない状況)についての正確な所得計算を目指すモデルを提案したことがある⁵⁵(但し本稿では【正確な】所得計算ではなくラフな計算を志向している)。信託を通じて稼得される資本所得を優先受益権者と劣後受益権者の間でどのように割り当てるべきかについてのルールが充分でないため、実務上、信託受益権複層化を用いることは難しい、という現状にある。この背後には、何らかの課税ルールを予め示してしまうと、その間隙を突く租税回避が生まれかねない、という課税庁側の懸念が

⁵¹ BEIT は、事業体段階課税において **time value** 部分だけ控除を認める。

⁵² 純粋な消費課税でないからおかしい、などと批判する意図ではない。

⁵³ 法人税・株主所得課税の統合に関して考案された CBIT・BEIT について、そのどちらかの採用を目指すことも面白いような課題であるが、或る経済活動の所得について、**time value** 部分と **bet** 部分を区分するための分析道具としても有用であると考え、広告と、Double Irish & Dutch Sandwich への当てはめを考えた。「広告と無形資産とタイミングと課税権配分」金子宏・中里実・J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』340 頁(有斐閣、2014)、「Google 等の租税回避の対抗策における移転価格以外の課題」中山信弘先生古稀記念(弘文堂)予定参照。

⁵⁴ 計算については浅妻・註 6 を参照されたい。

⁵⁵ 正確な所得課税を追求する Reed Shuldiner, General Approach to the Taxation of Financial Instruments, 71 Texas Law Review 243 (1992) のモデルに感銘を受け、浅妻・註 4 の後半を書いた。なお、本稿本文では【比例配分が馴染まないかもしれない】と書いたが、浅妻・註 4 のモデルにおいては、時価評価を前提とした比例配分を用いることになる。

あるものと推測される⁵⁶。

課税庁側の懸念は、包括的所得概念を前提とすると、尤もである。包括的所得概念を前提とするならば時価主義課税をすべきであり、実現主義課税をすると課税繰延等の問題が生じる。例えば、time value としての利子率・割引率が年3%、税率40%の世界を想定し、第0年度に5000で購入した土地が第1年度に6000に値上がりしたが、第1年度は保持し続け、第2年度に6000で売却したとする。包括的所得概念を前提とすると、第1年度に1000の所得を認識し、第2年度の所得は0とすべきである。これに沿った課税方法は時価主義課税であり、第1年度に400の税を課し、第2年度の課税は0となる。他方、実現主義の下では、第1年度の税額は0であり、第2年度の税額は400である(課税繰延)。繰り返すが、包括的所得概念に基づけば第1年度に400の租税負担が発生すべきところ、実現主義下で第2年度に400の税を払うことの第1年度における現在価値は $400 \div 1.03 = 388.35$ である。第1年度に400の租税負担が発生すべきであり、その第2年度における現在価値は412であるところ、実現主義下では第2年度に400の税を払うだけで済むので、第2年度の現在価値として12だけ納税者が得をする、という表現でもよい⁵⁷。

合理的な納税者は、納税者に操作の余地のある形で課税ルールが提示されると、実現主義下で可能な限り課税繰延による恩恵を受けようと画策する。このため課税庁側がなかなか課税ルールを提示できないでいることも無理のないことではある。

この課税繰延の問題をなくするのが時価主義課税である。そして、執行可能性の制約に鑑み時価主義を諦め実現主義を採用せざるを得ないにしても、経済的効果として時価主義課税に近似する結果を達成しようという提案も多数なされてきた。課税繰延が納税者にもたらす恩恵は、繰延税額の繰延期間の time value に相当する。前段落の例を見ると、第1年度の400の税を1年間繰り延べることで、第2年度の現在価値で12の利益が納税者に発生する。従って課税繰延の恩恵をなくすような課税結果を達成すればよい。そのための手法として、実現があらうとなかろうと、毎年 time value 相当の所得を認識して課税させ、basis を調整し、実現のイベントがあった時に実現額と調整後の basis との差額について改めて課税する(実現額より調整後 basis の方が大きければ、還付する)、という考え方が一般的である。本稿4章のCBIT・BEITのモデルもその例に含められる。また、浅妻・註4も、流動化(securitization)パターンと後継ぎ遺贈パターン(こちらは資本所得課税と資産移転課税の両方が問題となるが)について、時価主義課税に近似する結果を達成しようとする提案である。

5.2. 所得課税と消費課税との妥協

本稿は、正確な所得課税の追求を目指すものではなく、ラフな執行を考えるものである。その理由として、第一に、time value はさほど大きな値ではないと考えられている。第二に、包括的所得概念は国民に支持されていないのではないかと思われる。第三に、かといって資本所得非課税も現実的ではない。

第一に、所得課税と消費課税との理論的な違いは、time value への課税の有無の違いであるところ、time value 自体はさほど大きな値ではないと考えられている⁵⁸。課税繰延は納税者に time value 分の利益をもたらすとはいっても、銀行などのプロはともかく⁵⁹、標準的な個人にとっては、time value 分の利益を追求するために租税回避を企むことは、費用倒れになりかねない。

第二に、包括的所得概念は(私が支持していないということからの欲目であるかもしれないが)国民一般にも支持されていないのではないかと思われる。実現主義に伴う課税繰延問題はかねてから指摘されており、時価主義が執行できないとしても課税繰延問題の程度を抑える対処策もかねてから学界では講じられてきているものの、時価主義課税に近似した結果を達成しようという提案が(部分的⁶⁰にはともかくとして)一般的に採用される雰囲気にはない。実現まで課税が遅くなっても構わない(自分に含み益が生じた場合に課税繰延の恩恵を受けるというのみならず、隣の資産に

⁵⁶ 課税庁側のルールの提示と納税者側の租税負担軽減という順番に着目したゲーム理論的考察として、藤谷武史「租税法における『不確実性』と『法の支配』の制度的意味」論究ジュリスト10号74頁(2014)参照。

⁵⁷ 中里実ほか『租税法概説』102頁(有斐閣、2011、浅妻章如担当部分)参照。

⁵⁸ Joseph Bankman & Thomas Griffith, Is the Debate Between an Income Tax and a Consumption Tax a Debate About Risk? Does it Matter?, 47 Tax Law Review 377 (1992)、増井良啓『租税法入門』165頁(有斐閣、2014)。

⁵⁹ 銀行などプロを相手とする税制の設計においては、Shuldiner・註55のような正確な所得計算の考察も、有用であろう。また、そもそも法人税法61条の3(売買目的有価証券税制)のように、時価主義が執行上難しい領域においては時価主義課税が導入されてもいる。

尤も、信託が関係する資本所得課税のうち、銀行などプロを相手とする局面では、オリックス銀行事件・東京高判平成26年8月29日平成24(行コ)466号での請求認容(上告は不明)を受けて、実務が固まってしまうかもしれない。原審東京地判平成24年11月2日平成22年(行ウ)693号請求棄却については、吉村政穂・判解・ジュリスト1451号8頁(2013.3)、浅妻章如「債権流動化における信託劣後受益権者の元本充当・益金算入の振り分け(金融商品会計実務指針105項の償却原価法)の是非に関する東京地判平成24年11月2日評釈」立教法学87号204-185(83-102)頁(2013.3)参照。

⁶⁰ 部分的導入の代表例としてのOID(original issue discount)ルールについて、橋本慎一郎「OIDルールのデリバティブへの拡張」国家学会雑誌118巻5=6号600頁(2004)参照。

含み益が生じた場合にも課税を急ぐことを要請しないという意味でもある)という感覚が国民一般にあるのであろうと推測される⁶¹。更に、心理的な問題として、課税繰延した方が納税者側に **time value** 分の利益が生じるにもかかわらず、人間は利益を早めに確定させたがる(その結果課税繰延の利益をふいにすることになっても)傾向があることが指摘されている⁶²。実現主義をよしとするということは、時価主義に基づいて毎年の純資産増加に課税し分配を改善すべきだという包括的所得概念の理念が、国民一般には共有されていない、ということを示しているように思われる。

第三に、かといって消費課税優位論に沿って資本所得を非課税とすることも現実的でない。労働所得を資本所得に見せかけようとする動き⁶³と、その対策規定が入り乱れることになる。消費課税の理念型としては、投資時に控除を認め回収時に課税する **expensing** (全額即時控除) 方式と、投資時に控除を認めず回収時に非課税とする **yield exemption** (収益非課税) 方式がある。労働所得を資本所得に見せかける問題は後者で生ずるので、前者の方がまだ現実味がある。現実においても、年金など、投資時控除が認められることが少なくない(投資時に控除を認めつつ、回収時の課税が不十分であることも珍しくないため、消費課税の理念型よりも更に納税者に有利となっており、EET どころか EEE に近い場面も珍しくないという問題があるものの)。但し、投資時に控除を認め、回収前に国外に脱出されると、課税のとりはぐれが深刻化する。出国税の強化なども求められよう。

現実の所得課税は、資本所得課税が労働所得課税よりも軽いことが多いという点で包括的所得概念に即していないとも評価できるし、資本所得が完全に非課税ではないという点で消費課税にもなっていないとも評価できる。つまり現状は所得課税と消費課税との中間にあると評価できる。中途半端だから悪いといいたいのではなく、上記三点に照らして寧ろ肯定的に評価される可能性もある。

5.3. ラフな資本所得課税

本稿は、資本所得にある程度課税する(包括的所得概念を前提として **time value** にフルに課税する訳ではないという意味の【ある程度】)ということを前提として、ラフな執行を考える。信託を通じた資本所得課税に関し、オランダ⁶⁴の **BOX3** のように(J-Box3 と仮称)みなし収益率で所得課税しておき、みなし所得課税後に **J-Box3** の **basis** も調整し、**J-Box3** から引き出した際に、調整後 **basis** との差額を損益として課税しなおす、という考えである。個人段階の課税が面倒であれば、本稿 4 章の **CBIT 1.9** または **CBIT 2.1** を参照して、信託受託者レベルで課税関係が済むようにすることも考えられる。

みなし収益率は **time value** として政府が適切と考える値を参酌して決めることとなる⁶⁵が、みなし収益率は低め狙いでよいのではなかろうか。みなし収益率が真実の **time value** より低すぎると、狡猾な納税者が課税繰延の利益を得る可能性があるが、銀行などプロを相手とする税制設計と異なり、個人の信託利用に関しては課税繰延狙いを警戒した税制設計のメリットは小さいであろう。また、**time value** にフルに課税するという包括的所得概念に沿うことが重要な訳ではないので、みなし収益率が低めを狙った場合の分配の改善が不十分となるというデメリットも小さいと評価することが許されると思われる。

消費課税型の課税を受ける他の投資商品(とりわけ年金が重要であろう)との中立性との観点を重視する場合、投資時控除の **BEIT 2.1** または **CBIT 2.1** を参照して消費課税型に近づけることも可能である。消費課税にどの程度近づけるかを調整するに際し、投資時の控除の割合を調整する、という方法も考えられる⁶⁶。但し投資時控除を認めるに当たっては、消費を投資に見せかけたものではないことを確実にすることが要請され、また、国外脱出等によって回収時の課税を免れることのないようにすることも要請される。そうすると、信託を通じた資本所得稼得への障害を減らすことを本

⁶¹ 浅妻章如「値上がり益課税適状の時期——所得税法 58 条・法人税法 50 条の交換特例をきっかけに——」金子宏喜寿記念『租税法の基本問題』377-396 頁(有斐閣、2007)。

⁶² Terrence R. Chorvat, Perception and Income: The Behavioral Economics of the Realization Doctrine, 36 Connecticut Law Review 75 (2003)。

⁶³ 2.2 で紹介した **marginal instrument-shifting distortion** を参照。また、法人税率を下げようという機運が高まっている中で、個人所得税率と法人税率との差がかつてのように開けば、法人成りによる内部留保軽減・課税繰延べを誘発するかもしれない。法人成りの指摘については、税制調査会・法人課税 DG2014 年 3 月 21 日

(<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion3/2013/25dis31kai.html>) 内の佐藤主光「法人税のパラドックスについて」報告参照。

⁶⁴ 柴由花「金融所得課税の現状と動向——オランダ資本所得の課税ベースを中心として——」税研 152 号 21-27 頁(2010.7)、柴由花「ヨーロッパ所得税制と税務行政の動向——オランダの議論からの一考察——」租税法研究 39 号『所得税制の最近の動向』39 頁(有斐閣、2011)参照。

⁶⁵ 但し現実には政府が決める際にはかなりの論争が起きるであろうし、学界でも **time value** として何が適切な値であるかについて、意見の一致がない。Thomas J. Brennan, Perils of Partial Mark-to-Market Taxation (<http://ssrn.com/abstract=2313214>) [校正時掲載誌確認] at 15-16 は無リスク収益率を年 3.5%としており、本稿が **time value** として年 3%を想定しているのもこの数字に影響されているが、Bankman & Griffith・註 58 を踏まえると、**time value** 自体はもっと小さな値である可能性もある。

⁶⁶ Gamage・註 34、__頁[頁あとで確認]。

稿が志向しているとはいっても、信託受託者は誰でもよいということにはならず、信頼できる信託銀行に限るなどの措置が要請されよう。

5.4. basis 調整により実現時課税の紛争の種・程度を和らげる

ラフな執行を考えるとこののであれば basis 調整もなくすべきではないか、という疑問が提起されるかもしれない。

しかし、単純な実現主義課税は、ロック・イン効果をもたらし、効率的な資源配分を阻害する⁶⁷。時価主義課税をして包括的所得概念に忠実な課税をするか、投資時の即時控除を認めて消費課税に忠実な課税をすることにすれば、ロック・イン効果は生じない。5.3.節の課税方法は、ロック・イン効果を完全に防ぐことには成功しないが、その効果を小さくすることができる。

また、単純に考えても、basis 調整をして実現時の税額を小さくしておけば、単純な実現主義課税下で実現時の税額が大きい場合よりも、納税者・課税庁間の紛争の深刻化を防止できるようになるように思われる。

なお、5.3.節のみなし収益率を高め設定し、調整後 basis が高めに出ることを狙うようにすれば、実現時に納税者が還付請求をする場面が多くなり、3章の紹介に照らせば tax compliance の改善が期待できるかもしれない。しかし、5.3.節で述べたように、包括的所得概念の理念に照らして time value にフルで課税することを本稿は志向していない(むしろ資本所得課税はほどほど軽くても構わないと考えている)ので、もしも調整後 basis が高めに出ることを狙うのであれば、5.3.節で述べたような J-Box3 からの所得を総合所得課税から分離して低い税率で課税すべきということになる。

わざとみなし収益率を高め設定するのではなく time value 同等のみなし収益率を設定した場合でも、景気後退期なら実現時課税で損が出やすく、納税者の tax compliance も改善されるかもしれない。他方で、景気上昇期には益が出やすいが、それでも現行法下より実現時の税額が小さくなり、現行法下より tax compliance が悪くなることはない(納税者・課税庁間の紛争を和らげることが期待できる)と考えられる。また、みなし収益率課税による basis 調整には、景気変動に対する built-in stabilizer (自動調整)機能も期待できるかもしれない。

5.5. 信託に限らない資本所得課税への拡張の是非

本稿は信託を通じた資本所得課税を考えるものであるが、CBIT や BEIT の提案では、事業体の組織形態を問わないことが通例である。従って、5.3.節で述べたような J-Box3 提案は、信託受益権に限らず、組合持分⁶⁸や法人持分についても応用可能性があるかもしれない。例えば、法人持分についてもみなし収益率で課税しておくならば、同族会社の内部留保への課税⁶⁹や同族会社の行為・計算の否認規定も、要らなくなるかもしれない。また、外国法人株式についてもみなし収益率で課税しておくならば、外国法人が外国でいかに租税負担を免れようとも、株主個人に対しては適切な(所得課税寄りと消費課税寄りのどちらが適切と考えるかは場合によりけりであろうが)課税を遂行できる可能性があり、タックスヘイヴン対策税制が要らなくなるかもしれない⁷⁰。

しかし、資本所得課税一般に拡張することの是非は、本稿では十分に考察できていない。例えば、信託・組合・法人への投資と、不動産⁷¹等の実物への投資について、中立性を保つ税制設計ができるかといった課題について、本稿では煮詰めていない。

6. 資産移転課税における暫定課税

6.1. 後継ぎ遺贈パターン：包括的所得概念を前提とした場合と消費課税優位論を前提とした場合

浅妻・註4で挙げた後継ぎ遺贈パターンを、数値を若干変えて再掲する。

⁶⁷ 『租税法概説』註16、112頁(浅妻章如執筆)参照。

⁶⁸ 組合課税における選択的 basis 調整について Philip F. Postlewaite, [Optional Basis Adjustments Under Subchapter K: Trap for the Unwary, Tax Planning Tool, or Both? Should They Be Mandatory?](#), 15 Florida Tax Review 105 (2014)参照。

⁶⁹ 多数は株主と少数派株主との対立について、Limor Riza, *Should Tax Law Mind Minority and Monitor Majority: The Case of Undistributed Dividends and the Ability-to-Pay Principle*, 13 Hous. Bus. & Tax L.J. 86 (2013)参照。

⁷⁰ 個人資本所得課税の文脈ではなく法人課税の文脈ではあるが、タックスヘイヴン対策税制の適用が問題となる典型的な場面の一つに、外国子会社保有の株式の譲渡益の実現がある。企業が株式譲渡実現の必要に迫られるのは組織再編のためであることが多いと見受けられる。そのような場面でタックスヘイヴン対策税制を適用することは対策税制の趣旨に添わないと思う旨を意見として述べたことがあるが(東京地判平成20年10月3日判時2023号13頁のこと。なお東京高判平成22年2月17日平成20(行コ)373号で請求棄却が確定)、株式譲渡益に適用除外を認めるわけにはいかんという課税庁側・裁判所の懸念も理解できないではない(浅妻章如「CFC税制(タックス・ヘイヴン対策税制)の適用除外要件についての一考察」税務弘報56巻2号121頁(2008.2)においては、そうした懸念も想定した上での一応の考え方を示したつもりではあるが、課税庁側・裁判所が受け入れられないというのも理解できないではない)。こうした課題を消す方策として、みなし収益率での課税と basis 調整という手法は、個人資本所得課税の文脈においてのみならず、法人税の文脈でも活かせる可能性がある。

⁷¹ 固定資産税との関係をどう考えるかという課題もある。

委託者である父Pが、信託銀行Qに不動産Rを預け、信託を設定する。母Sが優先受益権を有し、Sが生存中は不動産Rから生ずる便益を享受する(Sが不動産Rに住むというパターンも珍しくないが、とりあえず不動産賃料を得るとする)ことができる。S没後、子Tが劣後受益権者として当該不動産を取得する。

包括的所得概念に沿って考えれば、信託設定時にSとTが優先受益権の時価評価分及び劣後受益権の時価評価分を有するにすぎない。時価主義課税を徹底すればSに不動産全額を受贈課税、Tに不動産全額の相続課税ということは支持されない、ということが、浅妻・註4の主張であった。尤も、贈与・相続財産の元本額への課税がなされることは所与としていた。これは、包括的所得概念が贈与者・被相続人と受贈者・相続人とを別々の被課税主体として担税力を測定することを要請しているからである。

他方、浅妻・註2においては、消費課税優位論を前提として、贈与・相続に関する二重課税問題を考察した。この二重課税(time valueへの課税とは別論)については、受贈者・相続人のS・Tの受取資産の元本額を課税対象とすべきかという問題設定よりも、贈与者・被相続人Pにとって消費か否かという問題設定(担税力の指標を財産支配力に見出すか生活水準に見出すかの違い⁷²)で捉えるべきである。また、受贈者・相続人であるS・Tの担税力を受贈者・相続人の消費額以上に見出そうとする(受贈者・相続人が受贈財産・遺産を消費する際に当該消費額に課税する、ということ以上に課税すべきという政策的要請があると考える)ならば、それは受贈者・相続人の余暇の増大であろう、と考察した⁷³。

6.2. 移転資産元本額への二重課税の適否

本稿は、包括的所得概念と消費課税優位論との決着をつけることを目標としていないが、包括的所得概念を前提としても、移転資産の元本額について、P・S・Tの三重課税は容認されない、ということは前提とする。この前提の上で、移転資産の元本額についてPとS・Tとの二重課税が存在すべきなのか、不動産賃料部分だけ課税する(不動産のtime valueだけ課税する)ということではいけないのか⁷⁴、を考察する。

⁷² Pの消費が生活水準によって測られるべきであるならば、贈与財産・遺産はPの生活水準を上げないのでPの課税所得から除外されるべきである。典型的な消費課税優位論はこのように考える。しかし、消費が生活水準によって測られるべきという価値判断は、time valueに課税すべきでないという議論と、理論的に関連しない。従って、time valueに課税すべきでないという考え方を維持しつつも、Pの消費が財産支配力によって測られるべきであるならば、贈与財産・遺産がPの生活水準を上げないといえども当該資産へのPの支配力(他者が当該資産の割り当てを決めることをPが拒絶する)の行使であるのでPの課税所得から除外されるべきではない、という考え方も、理論的可能性として存在する。神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造(3)」法学協会雑誌 129 卷 1 号 99 頁以下、149 頁(2012)の表8では、Standard-of-living (bestowal-exclusion)(生活水準)と Ability-to-pay (bestowal-inclusion)(担税力と訳されることが多いが、本稿では財産支配力という表現を用いた)という語が用いられている。

⁷³ 例えば、収入源が労働だけであって300万円を消費する人と、遺産のうち300万円を消費する人とを比べると、消費【額】のみに着目して税制を設計すれば前者と後者は同じ租税負担となるどころ、後者の方が【担税力が高い】と多くの場合考えられるであろう、それは後者の方が前者より余暇が多いからであろう。但し、これは労働者と遺産受領者のみを比較した場合の話であり、後者については被相続人と遺産受領者の二重課税の是非についても考えなければならぬため、次節以下で移転資産元本額への課税の是非を考察することが要請される。

なお、無償での財産取得は受贈・相続に限られず、高値が付くホームラン・ボールを拾うなどの幸運もある。浅妻章如「756号ホームラン・ボールをきっかけとした一時所得と譲渡所得との関係に関する考察」立教法学 75 号 119-142 頁(2008)では、一時所得課税と譲渡所得課税の二重課税が適切か否かについて煮え切らなかったが、例えば8000万円のボールを現金化して消費する場合、労働して8000万円を稼ぎ消費する人より重く課税すべきである、という感覚は多くの人に共有されるであろう。

⁷⁴ 東京高判平成19年10月10日税資257号順号10797確定(浅妻章如・速報税理30巻1号26頁(2011.1.1)(再録渡辺充編著「検証! 国税庁情報の重要判決50」236頁)、水野忠恒・税務事例研究117号48頁(2010.9)、山本英樹・税務大学校論叢65号355頁(2010.6.29)。原審静岡地判平成19年3月23日税資257号順号10665参照。)。これは、次のような事案である。被相続人亡父(父)が、原告乙(母)とともにアメリカ合衆国カリフォルニア州に所在する本件不動産を購入し、その後、同不動産を原告丙及び原告丁(ともにアメリカ居住者)に贈与したところ、被告(浜松西税務署長)が、贈与税決定処分及び無申告加算税賦課決定処分等をしたため、原告らが、その取消しを求めた事案において、本件不動産の購入代金は全て亡父が負担しており、原告乙は本件不動産に関する購入代金を負担することなく本件不動産の持分2分の1を取得したものと認められるから、相続税法9条により、本件不動産の持分2分の1の価額に相当する金額を亡父から贈与により取得したものとみなすのが相当であるとし、請求を棄却した。

主たる争点は戊・乙→丙・丁への贈与時期が平成12年4月1日以降であるかである(以降であると裁判所は判断した。私は判旨反対であるが、本稿の検討課題とは関係ない)。

あまり注目されていないが、戊(父)→乙(母)の贈与も認定されている(乙は日本居住者なので時期に関係なく課税される)。戊から乙への贈与が認定されるとしても、乙の財産保有は一時的なものにすぎないことが軽視されすぎている感みがある。乙の受贈益を仮に観念するとしても、その経済的価値をまじめに計算するならば、【資産額の半分×保有

time value としての割引率・利率を年 3%と想定し、税率一律 40%を想定し、計算の便宜のため累進税率、控除などはないものとする。父Pが 1 億円の不動産(毎年の賃料 300 万円)を、前記後継ぎ遺贈パターンに沿ってS・Tに信託を通じて贈与するとする。父Pは 1.6667 億円の賃金を稼ぎ、6667 万円の税金を払ったあとの残り 1 億円で不動産を買ったことになる(これは贈与額がPの課税標準から控除されないということを意味する)。Sは生存年数×賃料 300 万円が所得として課税され、TがS没後の年間賃料 300 万円について所得課税を受ける、というだけでは課税として不十分であろうか。

Pが 1.6667 億円稼ぎ、6667 万円税金を払い、現金 1 億円を遺して死亡し、S・Tが相続する場合、相続時の 1 億円がS・Tの所得として認識され(累進税率・控除を無視するので、とりあえずS・T間で遺産がどういう割合で配分されるかは無頓着)、相続後の 300 万円の預金利子(1 億円の相続について 4000 万円納税するなら、預金額は 6000 万円、預金利子は 180 万円に減る)も所得として認識される。

現金相続と比較すると、不動産贈与・相続の場合も、賃料(time value)だけの課税では足りない、というのが標準的
回答である。しかし、現金相続の場合に 1 億円元本部分も課税対象となるべきか、は疑ってよい。現金相続の場合に元本部分が課税されるべきである理由は、現金がそのままSやTによって消費される可能性が高いからであろう。しかしSやTが現金を消費に充てる前に死ぬかもしれない。理想的な課税⁷⁵は、相続時の一時課税ではなく、相続財産を消費のために取り崩した際にS・Tの課税所得に算入することであろう。ただし、消費課税優位論を前提とする場合であっても、S・Tが働かずに消費できることについて、消費額以上の担税力として、余暇の増大という担税力を見出せると前述した。従って、相続財産を消費のために取り崩した際に当該額をS・Tの課税所得に算入するだけでは、分配の公平の観点からは課税として不十分である。しかし、この不十分さが、相続時の相続財産元本額に課税することを要請するとまではいえない。受贈・相続時点では、S・Tが相続財産の何割を取り崩すか分からないからである。

話を分かりやすくするため極端な話として(極端とはいっても現実においても頻繁に起きるパターンであろうと思われる)、Sが、元本を全く取り崩さない例を考えよう。Sが 1 億円の現金を相続し、10 年間 300 万円利子を受け取り、10 年後に 1 億円を遺して死ぬなら、Sの課税所得は 10 年間×300 万円だけでよいのではなかろうか、尤も、Sが働かずに 300 万円を受け取ることができるという余暇増大分に注目すると、300 万円×(1+α)をSの課税所得に算入する、という程度で済むのではなかろうか、とも考えられる⁷⁶。つまり、元本を残す(遺す)タイプの納税者については、課税標準は(余暇を考慮しても)time value×(1+α)で足りるのではないか。そして、これは現金 1 億円の場合のみならず、1 億円の不動産の後継ぎ遺贈でも、同じことである。

次にTについて考える。Tも 1 億円の現金なり不動産なりの元本を維持している限りでは time value×(1+α)を課税標準に算入するだけで充分であるとは考えられなかろうか。そして、Tが不動産を第三者に売却し 1 億円を受領し 1 億円を取り崩して消費した際に、Tの課税所得に 1 億円(余暇を考慮するなら 1 億円×(1+α)など)をTの課税標準に算入すれば足りるのではないか、と考えられる。Tに対する本段落のような課税方式は、所得税法 60 条 1 項の租税属性引継ぎ⁷⁷よりも、生命保険年金二重課税事件・最判平成 22 年 7 月 6 日民集 64 卷 5 号 1277 頁に沿った課税方法(但し現行法下での課税と比べ+αがあるため課税は重くなる)と、理念的には神話的である。

6.3. 移転資産元本額への受領者課税の位置付け

浅妻・註 2 においては、資産移転時の相続税・贈与税の課税は、余暇増大による担税力を資産移転時に課税するものとして正当化の余地があると論じた。

後継ぎ遺贈パターンのS・Tを念頭に置く。毎年 time value×(1+α)を課税標準に算入することに代えて、毎年の課税標準は time value×1 のままとしつつ、α部分の課税を受贈・相続時に代替的にするということが、浅妻・註 2 で言いたかったことであることになる。尤も、浅妻・註 2 では保有期間との関係を考えていなかったが、後継ぎ遺贈パターンのS・Tについては保有期間も重要な考慮要素である。受贈者・相続人が 10 年間資産を利用する(元本部分は減らさない)と想定するならば、 $0.03/1.03^1 + 0.03/1.03^2 + 0.03/1.03^3 + \dots + 0.03/1.03^{10} = \sum_{k=1}^{10} (0.03/1.03^k) = 0.2559$ の式より、元

期間の time value】でしかないのではないか。

⁷⁵ 本稿 2.4 でいう【伝統的な理想論】のレベルである。

⁷⁶ いわゆる老舗の事業承継を念頭に置きつつ、相続した事業をそのまま後代に継がせるなら相続税は課さなくてよいのではないかという提案として、浅妻章如「CON(capital ownership neutrality: 資本所有中立性)の応用——事業承継における信託等の活用に向けて——」立教法学 86 号 216 頁(2012)。なお、単純に課税を減らして効率性を改善させたでは議論として不十分であり、税収が減った分をどこかで賄う課税が社会更生に与える影響も考えなければいけない、という示唆を註 45 の研究会でたまわったが、本稿では【税収が減った分をどこかで賄う課税】までは考えることができていない。一括税的な課税を想定してしまうと、註 15 の Sanchirico 論文でやりこめられてしまうため、慎重な考察を要するが、本稿ではそこまで深入りできないため、将来の課題としてお許しいただきたい。

⁷⁷ 被相続人の手元での不動産の含み益について所得税法 60 条 1 項に従い相続人の譲渡時に課税することを是とした判決として東京地判平成 25 年 6 月 20 日平成 24(行ウ)243 号請求棄却・東京高判平成 25 年 11 月 21 日平成 25 年(行コ)268 号控訴棄却(上告・上告受理申立て中)、東京地判平成 25 年 7 月 26 日平成 24(行ウ)354 号 Z888-1776 請求棄却・東京高判平成 26 年 3 月 27 日控訴棄却(未確定)参照。

本額 $\times 0.2559 \times \alpha \times$ 所得税率で課税することが、毎年 $\text{time value} \times (1 + \alpha)$ を課税所得に算入することと、計算上等価となる。

【 $\times 0.2559$ 】の部分は、受贈者・相続人が受贈・相続資産を何年間保有とすると見込まれるかに依存する。現実の執行において、受贈時・相続時に受贈者・相続人が資産を何年間保有する見込みであるかを想定して課税ルールを作ることは難しい。しかし、ここで述べたいのは、そういうルールの難しさではなく、【受贈・相続に際し移転資産の元本額全体に課税することへの違和感】について、【受贈・相続資産の全てについて受贈者・相続人が便益を受けるとは限らない】ということから説明できるのではないかということである。

6.4. 所得課税 vs. 消費課税の妥協

本章の考察には、良く言えば所得課税 vs. 消費課税の妥協、悪く言えばごまかしがある。父Pが1億円の不動産を遺すことはPの課税標準から控除されないといいつつ、母Sが1億円の不動産元本額を課税標準に算入しないでもよい、ということは、Pについて控除を認めずSについて控除を認めるという不整合を放置している、ということである。Pについて財産支配力を担税力の指標とし、Sについて生活水準を担税力の指標としているという不整合、とも言い換えられる。このような不整合について考察を煮詰めることはできていないが、PとSの整合性は放棄して構わないのではないか⁷⁸、というのが暫定的な私見である。

前段落のような妥協(ごまかし)があるものの、後継ぎ遺贈パターンにおいても、S・Tの信託受益権についてみなし収益率で課税し basis を調整しておいて、実現時に損益を課税しなおすという資本所得課税と同様の課税方式を当てはめておけば、極端に納税者に有利だったり不利だったりする課税結果を防げるのではないかと思われる。また、課税庁側としても課税の取りはぐれをそんなに心配しなくてよくなるのではないかと思われる。P・S・Tの三重課税を前提とすれば、課税庁側から見て課税の取りはぐれがあることになってしまうが、三重課税を前提とすれば後継ぎ遺贈パターンの信託受益権複層化の事例自体が殆ど利用されないであろうことから、P・S・Tの三重課税を前提とした仮想税収は幽霊と同じで当てにしていけないと思われる。

なお、本章の議論は、所得税・相続税・贈与税を統合したものであるが、所得税と相続税・贈与税とが別建てとなっている現状からは大きく外れている。しかし、所得税・相続税・贈与税の統合はかねてより議論されてところであるし、近い将来は無理かもしれないが、いつかはその統合がなされるであろう。所得税・相続税・贈与税が統合的に設計されるようになれば、最判平成22年10月15日民集64巻7号1764頁(相続税の課税対象か所得税の課税対象か)のような問題も減り⁷⁹、納税者・課税庁間の紛争の種・程度を和げることも期待できよう。

⁷⁸ なお、エストニア最高裁2014年2月12日3-3-1-97-13 (<http://www.riigikohus.ee/?id=11&tekst=RK/3-3-1-97-13>) の報道 (IBFD Tax News Service 26 February 2014) に接した。あいにくエストニア語を読めないなので英文解説 (前記 IBFD の記事、及び <http://www.bnt.eu/index.php/en/legal-news/1686-common-law-impacts-on-estonian-legal-system>) 頼りではあるが、従来相続財産(相続税はない)の取得費を零として扱ってきたが(相続人が相続財産売却時に譲渡益所得課税を受ける)、判決は被相続人の取得費引継ぎを認め、更に、贈与の場合は取得費引継ぎを認めないとも判断したと解説されている。贈与時に贈与者の手元で控除されるため、贈与の場合は取得費引継ぎがない一方、相続時には遺産額の控除がないので取得費引継ぎを認める、ということである。相続と贈与との扱いの違いが気になるものの、相続課税の有無と増加益課税(及び取得費等の引継ぎの有無)との関係について、国によってさまざまな発想があるのだなという点で、参考となる。

相続税を廃止した代わりに、死亡時に被相続人の資産の増価益について所得税を課すことになった、カナダの説明として、吉村政穂____参照。

⁷⁹ 暫定的な弥縫策としては【総合所得課税】という類型を設けて、alternative minimum tax または alternative maximum tax を設定する(面倒なので普通の納税者は使いたがらないような制度にする)といったことが考えられようか。